

## 西宮市環境局環境施設部プロポーザル方式事業者選定実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、西宮市環境局環境施設部が委託する業務のうち、価格のみによる競争ではその目的及び内容にふさわしい事業者を選定できないと判断されるもの（以下「対象業務」という）に、企画力、技術力、専門性及び実績等において、最も適した事業者をプロポーザル方式により選定するための必要事項を定めるものとする。

### (プロポーザル方式の定義)

第2条 この要綱において、プロポーザル方式とは対象業務に対する取組み体制や課題解決方法等を審査し、市にとって最も適切な事業者を選定する方法をいう。

2 前項の事業者の選定方法は、次のいずれかを選択するものとする。

- (1) 公募型 事業の実施を公表して参加を希望する者を募り、そのなかから定めた条件に適合する応募者を選定し、提案を求める方式
- (2) 指名型 西宮市指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、定めた条件に適合する者を選定し、提案を求める方式

### (対象業務)

第3条 プロポーザル方式による契約の対象とする業務は、次に掲げる業務のうち、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」と判断されるもので、高度な企画力や技術力、広範かつ高度な知識、または豊富な経験を必要とするものとする。

- (1) 大規模な一般廃棄物処理施設の設置に係る計画等の策定及び変更で、計画・基本設計業務、発注者支援業務、施工監理業務のいずれかを含む業務で、技術者の能力や経験によってより質の高い発想が期待できる業務
- (2) 一般廃棄物処理に関する市政の基本的な方針を定める計画等の策定及び変更に関する業務
- (3) その他プロポーザル方式により実施することが適当であると環境局長が認める業務

### (プロポーザル方式の採用協議)

第4条 対象業務を所管する課（以下「所管課」という）は、プロポーザル方式を採用しようとする場合には、契約管理課と協議する。

### (プロポーザル審査委員会の設置)

第5条 対象業務の所管課長は、前条に規定する協議終了後に、環境局長にその旨を報告し、当該対象業務をプロポーザル方式で実施しようとする場合、プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という）を設置する。審査委員会での議事は次のとおりとする。

- (1) 実施要領の作成（第6条）

- (2) 参加申込者に対する資格審査（公募型の場合）
- (3) 企画提案書の審査
- (4) その他必要なこと
- 2 審査委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
- 3 委員長は、環境局長をもって充てる。
- 4 委員は、当該業務に関係する局部課長等をもって充てる。
- 5 審査委員会は、委員長が招集する。
- 6 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。
- 7 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 8 審査委員会が必要と認める場合、議事に関して庁外の有識者に助言を求めることができる。
- 9 審査委員会は評価にあたり必要と認める場合、応募者に対してヒアリング、プレゼンテーションをさせることができる。
- 10 委員会に係る事務は、所管課が行う。

（実施要領の作成）

第6条 審査委員会は、対象業務に関する実施要領を作成する。実施要領には次の事項を定める。

- (1) 事務手順  
事業者決定までの事務手順及び日程
- (2) 選定方法

公募型の場合	参加資格、公募期間、申込方法等
指名型の場合	指名業者名、指名理由等

- (3) 対象業務の業務仕様書（要求水準書）作成
- (4) 企画提案書作成要領
- (5) 評価方法及び評価基準
- (6) 対象業務の受託候補者の選定方法
- (7) 評価結果の通知・公表の方法
- (8) その他必要な事項

（審査結果の報告）

第7条 審査委員会は評価結果等について契約管理課に報告するものとする。

付則

この要綱は、平成22年9月16日より実施する。

付則

この要綱は、平成29年3月13日より実施する。

付則

この要綱は、令和5年4月1日より実施する。